

公立大学法人福島県立医科大学男女共同参画推進員設置要綱

(目的)

第1条 公立大学法人福島県立医科大学男女共同参画基本理念及び基本方針に基づき、本学における男女共同参画を積極的に推進しその意識を浸透させるため、各所属に「男女共同参画推進員」（以下「推進員」とする）を設置する。

(設置)

第2条 この要綱において各所属とは、別紙のとおりとする。各所属の「推進員」は、所属長とする。

(推進員の役割)

第3条 推進員は次条に規定する推進員の事務を統括し、各所属における男女共同参画の推進を図る。

2 推進員は、必要に応じて所属員に対する指導及び助言を行う。

(推進員の事務役割)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進度の評価及び報告に関すること。
- (3) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること。
- (4) 男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。

(男女共同参画推進員研修会の開催)

第5条 男女共同参画推進本部は、この要綱による推進員の制度の円滑な運用を図るため、推進員に対し男女共同参画に関する研修会を開催する。

(職場研修会の開催)

第6条 推進員は本行動計画を着実に実行していくため、男女共同参画推進月間（4月・10月）の期間中、各所属において職場研修会を開催する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。